

日野市立滝合小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団から無視される。
- ぶつかってきたり遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは決してどんな理由があろうとも許されないこと
- いじめは人としての尊厳を踏みにじる人権侵害であり、被害者の子供に深刻なダメージを与え、人生さえも狂わせてしまう可能性があること
- いじめはどの子供でも、どの学級でも、どの場面でも起こり得るものと認識すること

3. いじめの対応組織

- (1) 本校の「学校いじめ対策委員会」は生活指導部が担う。

校内委員会は発達障害などの心身の障害のある児童、問題行動（登校渋り及び不登校・いじめ等）、児童 虐待、保護者からの相談等への対応について協議する機関です。この委員会を「学校いじめ対策委員会」として機能させることにより、いじめ問題について直接的に協議して迅速に対応できるとともに、その背景に疑われる発達障害等の障害や問題行動、家庭環境や学級状況等の情報と関連させて対応し、より総合的な対策を立てる。

- (2) 毎週校内委員会を開催する。また、緊急を要する案件は臨時会を随時開く。

- (3) メンバーは、校長・副校長・特別支援教育コーディネーター・教務主任・生活指導主任・養護教諭・教育相談担当・関係教員。

4. いじめ問題への具体的な対応

- (1) ルール・マナーを守り、安心・安全が実感できる学校・学級の運営

- ①いじめを生み出さない素地をつくるのは学校・学級である。
- ②互いの違いを認め合い、協力し合う大切さを実感できる学級
- ③自分の居場所があり、個性を発揮して自分の存在感を実感できる学級
- ④自分の意見・考えを表明でき、互いに尊重できる学級

【取組】

- 人権教育の充実
 - ・全学級において「いじめに関する授業」を年間3回の実施

○生活指導の充実

- ・ふれあい月間を活用した取組
- ・学校全体で統一した生活に関するルール・マナー、学習規律の徹底を図る取組

○心の教育の推進

- ・全教育活動を通じた道德教育の推進
- ・道德の授業等を通しての規範意識の向上
- ・セーフティ教室を活用した専門家による情報モラル教育の実施

(2) 楽しく分かりやすい授業の実践

学校生活の大半は授業である。楽しく分かりやすい授業や自ら学習できる環境は子供の心に安定を生み出す。また、道德をはじめとする教科等の学習の中に子供の心を耕す素材がたくさん含まれているため、これらを意識して授業展開を行う。

○各教科等の学習内容を習得する楽しさを味わえる授業

○自ら課題を見つけ、調査・実験等をして探究しながら課題を解決していく授業

○自ら習得したことや探究したことを日常の生活の中で活用できる授業

【取組】

○基礎・基本事項の反復学習による一人一人の基礎基本の定着

- ・朝学習の充実
- ・「家庭学習のすすめ」を活用した家庭学習の充実

○自ら課題を見付け調査・実験等をしていく問題解決能力の向上

- ・社会科・理科・体育・総合的な学習の時間等を活用した問題解決型学習の授業
- ・体験活動や対話的な学びを積極的に取り入れた授業
- ・全教科等に言語活動を取り入れたコミュニケーション能力向上の授業

(3) 相談体制の充実

- ① 【教師の観察】登校時、朝の会、授業、休み時間、給食の時間、清掃の時間、帰りの会、下校時に常に子供の変化に敏感であることが重要である。「いつもと違うな。」と思ったら、即座に一声掛ける行動が早期発見につながる。
- ② 【アンケートの実施】担任はアンケートを見取り、学年主任に報告をする。その後、「子供との個人面談」「保護者との面談」「要観察」「現在は異常なし」に分類して、面談等を実施する。その結果は生活指導主任、特別支援教育コーディネーターから管理職に報告する。
- ③ 【スクールカウンセラーの活用】5年生全員を対象としたスクールカウンセラーとの個別面談を実施する。また、子供・保護者の相談内容によってはスクールカウンセラーと連携し、面接を実施する。スクールカウンセラーは子供の観察から気付いたことを担任にフィードバックするとともに、必要に応じて校内委員会に出席し、委員に助言し、気になる子供の情報を共有する。
- ④ 教師が周囲からの情報に敏感になること。子供からの情報、保護者からの情報、教師間の情報、地域からの情報を意識して聴く必要がある。また、自ら積極的に情報を収集し、これらの情報を分類・分析・活用して早期発見につなげていくことが重要。

(4) 教職員の研修の充実

「分かったつもり」の偽の専門性や「これはいじめではない」という先入観が一番危険。そのため、全教職員が子供の行動を把握し、常に「あれ?」「いつもと違うな」という変化に敏感であること。

【取組】

○全教職員を対象にした人権研修会の実施

・人権教育プログラムの活用、DVD「STOP!いじめ」の活用 等

○全教員を対象にした学校安全教室研修会を実施する。

・危機対応能力向上の研修、スクールカウンセラーによる教育相談研修 等

(5) 保護者・地域・関係機関との連携

いじめ問題に対しては学校だけでなく、保護者や地域の正しい認識も必要。そのため、保護者・地域もいじめの疑いがある行為を見つけたときは速やかに学校への情報提供・相談をしていただくことが重要。多様化している家庭の価値観、希薄化する人間関係、つながりの薄い地域社会の中で、学校の対応だけでは限界があるため、いじめ問題の撲滅には学校と家庭・地域との連携・協力が必要である。いじめの要因には学校の環境だけでなく、家庭内の不和、虐待、経済格差などに起因する場合もある。

【取組】

○子ども家庭支援センター・日野市発達教育支援センター「エール」・警察との連携

○学童クラブ・ひのっち・児童館との定期的な情報交換

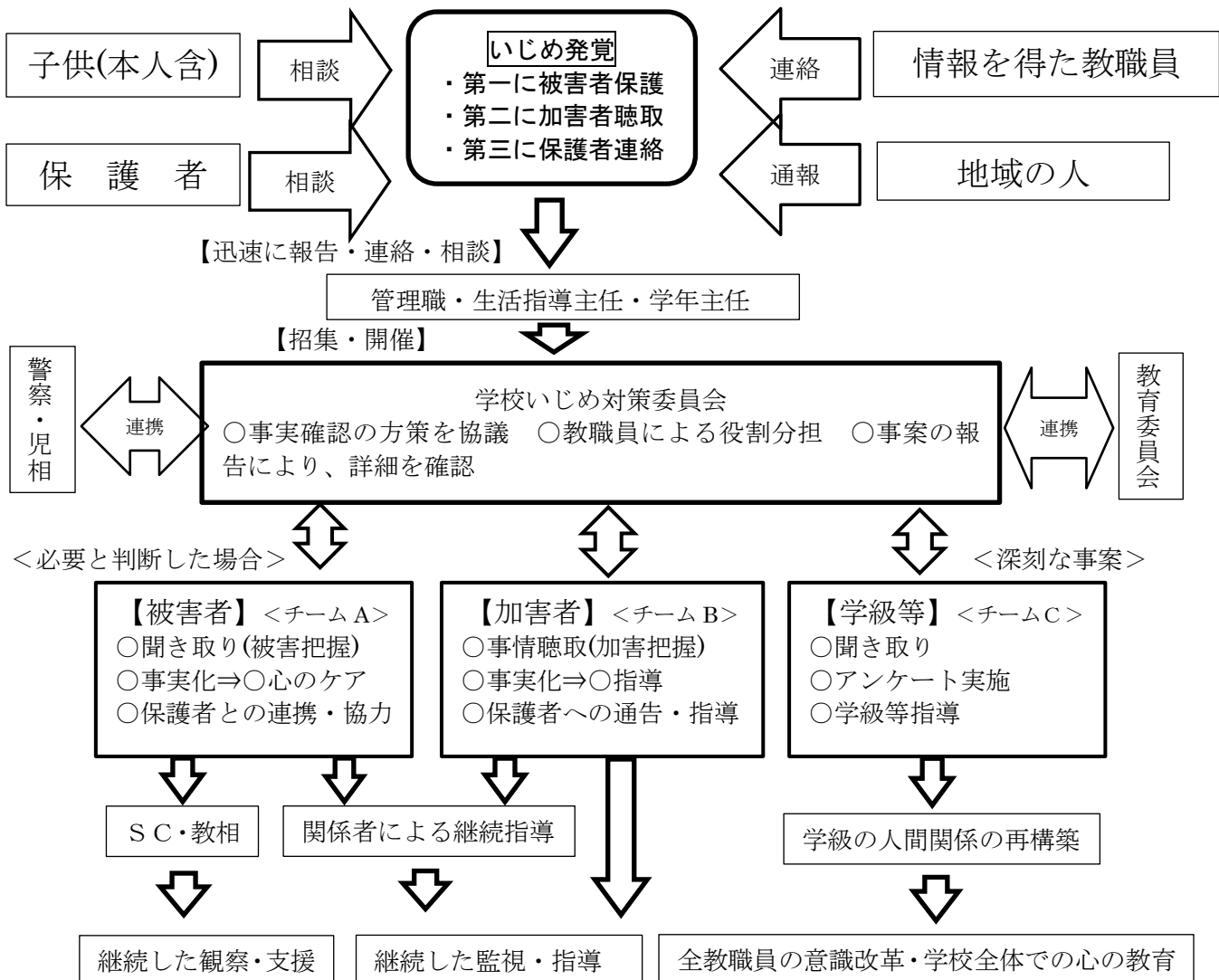
○学校ホームページ・C4th-Home&School・学校だより・保護者会等での啓発活動

○学校運営協議会での協議

○個人面談の活用による情報収集

5 校内委員会（学校いじめ対策委員会）の運営フローチャート

本校ではいじめ問題を発見した場合は、すべて校内委員会を中心に組織として対応する。早期発見によるケースはもちろんのこと、深刻化或いは重大事態へ発展した場合も支援委員会を中心に対応していく。



6 インターネット上のいじめ

ネット上のいじめは、ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であることは確かである。また、子供が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状況に至ってしまうことも特徴である。最近の小学生の携帯電話・スマートフォンの所持状況を考えると情報モラル教育の充実が急務である。

(1) ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間に極めて深刻なものになる。ラインやツイッターは要注意のツールである。(正しい使い方をしていれば大変便利なツールである。)
- インターネットに掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易なことから誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は回収することが困難になる。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用状況を把握することは困難を極める。特に学校は個人の携帯電話等をチェックすることは個人情報の観点からも不可能になる。

(2) 未然防止と早期発見の取組

○ 校内の指導体制

- ・子供からネットトラブルの情報を得た段階で保護者と連携して対応する。

○ 発達段階に応じた指導の充実

- ・セーフティ教室を活用して、専門家によるネットトラブルの授業を実施する。
- ・情報モラルについて授業に取り入れ指導する。

○ 家庭への啓発

- ・保護者会でネットの問題等を取り上げ、家庭における「SNSルール」を子供と共有するよう啓発する。

7 事後措置

(1) 被害者である子供の安全確保

教師は被害者である子供を絶対に守り抜くという毅然とした態度を被害者本人に示して行動する。また、加害者や周囲の子供にも同様な姿勢で組織的な対応を行う。

(2) 被害者である子供が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

被害者が安心して学校生活を送ることができるよう担任をはじめとして組織的に被害者の子供を見守り、支援する。また、スクールカウンセラーによる心のケアを実施する。

(3) 周囲の子供へのケア

見て見ぬ振りをした子供、気付かなかった子供への対応は今後の学級運営や人間関係の再構築の鍵になる。子供の中には不安感と罪悪感に苛まれる子供がいる一方で、他人事だったり気分を晴らしてすっきりしたりしている子供も存在する。これらの子供たちへの指導・支援を適切に行っていく必要がある。それを基盤にして、全体にアンケート調査をしたり、被害者の許可が得られれば話し合い活動をしたりして、子供一人一人の責任と自覚を促して自主的な問題解決・再発防止を図っていく必要がある。

(4) 加害者の子供への指導・ケア

いじめは、絶対に許されない行為であり、被害者の心に長く深い傷を残すものである。また、人生を狂わす可能性もある重大なことであり、人権侵害・暴力行為という犯罪行為であることを徹底して指導していくことが重要。ただし、加害者の反省の心情や背景については十分に配慮して対応していく必要がある。加害者には過去のいじめられた経験や集団の人間関係の不信感、家庭的な背景、虐待なども疑う必要がある。発覚した問題は家庭や関係機関と連携して取り組み、心のケアにはスクールカウンセラーを活用していく。

(5) 教育委員会への報告

校長は、重大事案と判断した案件を速やかに教育委員会に報告する。現在の対応状況、被害者の状況、加害者の状況等の情報を報告し、教育委員会の指導・助言を受ける。また、教育委員会の指示により重大事態調査委員会の設置があった場合はその委員会の指示を遵守し、対応等の指導を受ける。

(6) いじめ防止対策推進法における保護者の責務

いじめ防止対策推進法は、保護者が子の教育について第一義的な責任を有し、いじめを行うことのないよう指導する責務を定めている。保護者は、いじめを受けた子どもを適切に保護し、学校が講じるいじめ防止の措置に協力するよう努める義務があり、必要に応じては、保護者・家庭同士で連携し、解決策を模索するよう、お願いすることがあることをご理解いただく。